

滋賀県障害者プランの改定について

1. 概要

本県では、平成 27 年度に、障害者施策の基本指針であるとともに、具体的な施策の推進方策を示した実施計画である「滋賀県障害者プラン（以下「プラン」という。）」を策定したところである。

プランでは、「みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる」という基本理念を掲げ、障害のある方が「地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現」に向け、施策の総合的な推進を図ってきたところであるが、今年度末に一部の内容が改定時期を迎えることから、プランの見直しを行うもの。

■プランの位置づけ

- ◎障害者基本法（第 11 条第 2 項）に基づく都道府県障害者計画
- ◎障害者総合支援法（第 89 条第 1 項）に基づく都道府県障害福祉計画

■プランの計画期間

- ◎障害者計画は、平成 27 年度から 32 年度までの 6 年間
- ◎重点施策は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間
- ◎障害福祉計画は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間

■今回の見直しの範囲

- ◎V.重点施策
- ◎障害福祉計画（VI.障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項）
- ◎㊦児童福祉法（第 33 条の 22 第 1 項）に基づく都道府県障害児福祉計画の追加

<現行プランの構成>

I 基本的事項	1.計画策定の背景 2.計画策定の趣旨 等
II 基本理念と基本目標	基本理念と基本目標
III 現状と今後の課題	1.暮らす 2.学ぶ 3.働く 4.活動する 5.共生のまちづくり
IV 主要施策の方向	1.ともに暮らす 2.ともに学ぶ 3.ともに働く 4.ともに活動する 5.共生のまちづくり
V 重点施策	1.発達障害のある人への支援の充実 2.障害のある人の就労支援の促進 3.本人のニーズに合った専門的な支援の充実 4.精神障害のある人への支援の充実 5.インクルーシブ教育システムの構築 6.障害のある子どもへの支援の充実 7.福祉圏単位の相談機能、支援ネットワークづくりの充実 8.障害者のスポーツ、芸術・文化活動の推進
VI 障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項	障害福祉計画に関すること

2. 今後のスケジュール

- 5月22日 第1回障害者施策推進本部（改定概要、スケジュール等）
- 5月25日 第1回障害者施策推進協議会開催（小委員会の設置、スケジュール等）
- 6～7月 各分野ごとの小委員会（ワーキングチーム）開催
- 7月 常任委員会報告（改定概要）
- 9月 第2回障害者施策推進協議会開催
（現行プランの進捗状況、次期重点施策案、骨子案作成）
- 10月 常任委員会報告（骨子案）
- 11月 第3回障害者施策推進協議会開催（素案作成、県民政策コメント）
- 12月 常任委員会報告（素案、県民政策コメント）
- 2月 第4回障害者施策推進協議会開催（最終案作成）
- 3月 常任委員会報告（最終案）

○滋賀県障害者施策推進協議会および小委員会（ワーキングチーム）における議論を軸に改定を進める。

※小委員会（ワーキングチーム）については別紙参照。